## 2024年度順心広尾学園後援会定期総会のご報告

順心広尾学園後援会

先にご連絡しておりました定期総会を予定通りに開催いたしました。

日時:2024年6月15日 15:00~15:30

場所:順心広尾学園 3階 3B多目的室

#### 提出議案

2023年度行事報告 (別 紙 1)

2023年度決算報告並びに監査報告 (別紙2)

役員の改選について (別紙3)

2024年度行事計画案について (別紙4)

2024年度予算案について (別紙5)

後援会規約改定案について (別紙6)

各議案に関してご来場いただいた会員のみなさま、学園からのご承認を得られましたことをご報告いたします。











以上

\_\_\_\_\_\_

## 2023年度行事(事業・活動)報告

```
第1回後援会役員会議(後援会室)
2023年 4月 1日
    4月 8日
             サブバック販売会(エントランス)
    5月13日
             第2回後援会役員会議(後援会室)
    5月27日
             中学校スポーツフェスティバル (等々力アリーナ)
    5月29日
             高等学校スポーツフェスティバル(等々力アリーナ)
    5月30日
    6月17日
             第3回後援会役員会議(後援会室)
             後援会総会
    6月24日
                         (カフェテリア)
    7月 1日
             第4回後援会役員会議(後援会室)
    7月22日
             20歳を祝う会々議
             第5回後援会役員会議(後援会室)
    8月22日
             第6回後援会役員会議(後援会室)
    9月 9日
    9月16日
             第7回後援会役員会議(後援会室)
             けやき祭
    9月30日
             けやき祭
    10月 1日
    10月28日
             20歳を祝う会々議
             第8回後援会役員会議(後援会室)
    11月25日
2024年 1月 6日
             20歳を祝う会(広尾学園アリーナ)
    2月 24日
             第9回後援会役員会議(後援会室)
    3月 2日
             卒業式
          サブバック販売会(エントランス)
    ?月?目
```

その他

以上

### 2023年度決算報告書

(2023年4月1日~2024年3月31日)

(単位:円)

	(20234	4710~2024#373		(4-III. F)
科目	2023年度予算(a)	2023年度決算(b)	差異(b-a)	備考
前期繰越金(A)	6,656,404	6,656,404		
I収入の部				
1. 会費収入				
新規会員会費	961,200	961,200	0	3,600× 267 名分
更新会員会費	80,000	90,000	10,000	6,000× 15 名分
2. 事業収入	2,100,000	2,509,410	409,410	事業収入一覧表参照
3. 寄付金	150,000	155,000	5,000	後提会活動費用
4. その他収入				
預金利息	- 50	29	-21	
雑収入	0	0	0	
収入合計(B)	3,291,250	3,715,639	424,389	
Ⅱ支出の部				
1. 運営費	100,000	69.734	-30.266	
2. 事業費	2,000,000	2.440.854	440.854	けやき祭関連費用
3. 通信費	450,000	444,436	-5,564	名簿管理・印刷発送費用・料金後納郵便
4. 印刷费	0	0	0	
5. 事務用品費	30,000	14,192	-15,808	
6. 儀品費	100,000	117,505	17,505	
7. 交通費	200,000	91,064	-108,936	
8、行事協力費	250,000	206,000	-44,000	入学式・卒業式・スポフェス・成人式
9. 慶弔費	50,000	0	-50,000	香典·生花等
10. 保険加入料	5,000	2,940	-2,060	傷害保険費用
11. 涉外費	10,000	0	-10.000	
12. 雑費	15,000	30.030	15.030	振込手数料・宅配送料・残高証明
13. 振替口座手数料	10,000	2,420	-7.580	払込手数料後援会負担分·残高証明
14. 予備費	50,000	0	-50,000	
支出合計(C)	3,270,000	3,419,175	149,175	
Ⅲ当期収支差額	24.250	200 404		
(B-C)	21,250	296,464		
次期繰越金 (A+B-C)	6,677,654	6,952,868		

次期繰越残高内訳

三菱UFJ銀行普通 ゆうちょ振替口座 4,385,082 2,553,114

现金(次期繰越分)

14,672

合 計

6,952,868

以上の通り報告いたします。

2024年4月20日

会長 中川博友



수 計



2023年度会計処理に関しまして精査いたしましたところ、適正且つ正確であったことを認めます。

2024年4月20日

会計監査

米本 誠



兼田浩信

吉田圭江



# 役員

2024年度順心広尾学園後援会役員は12名となります。 役職は下記の通りとなります。

記

会長中川 博友 ※1副会長高嶋 仁美副会長内海 賢一

会計吉田 圭江会計加藤 聡子 ※2事業四本 隆之事業小日山 恵美事業丸井 真行事業渡邊 正樹事業青木 良憲

監查役米本 誠※1監查役兼田 浩信

※1)順心広尾学園後援会規約 第9条第2項により、学園および役員会の要請により、追加再任とする。 ※2)新任

以上

## 2024年度行事(事業・活動)計画

4月 6日	入学式
6月18日	中学スポーツフェスティバル
6月19日	高校スポーツフェスティバル
6月15日	後援会定例総会
10月 5日	けやき祭 1日目
10月 6日	けやき祭 2日目
1月11日	20歳を祝う会
3月 1日	卒業式

## その他(予定)

役員会実施(毎月1回・後援会室) 広尾学園20歳を祝う会運営サポート 制服のリユースの運営 広尾学園公認サブバックの運営 新規案件の企画と運営 外郭3団体ミーティング

以上

## ⑤ 2024年度予算案について

## 2024年度予算書(案)

(単位:円)

科目	2024年度予算(a)	2023年度決算 (b)	差異 (a-b)	備考
前期繰越金 (A)	6,952,868	6,656,404	-589,027	
1. 収入の部				
1. 入会金収入				
新規会員会費	961,200	961,200	0	3600×267≴
更新会員会費	80,000	90,000	_	前年度参考 15名×6,000
2. 事業収入	2,100,000	2,436,848	-336,848	
3. 寄付金	150,000	155,000	-5,000	
4. その他収入	,	,	-,,,,,	
預金利息	50	29	21	
雑収入	0	0	0	
収入合計(B)	3,291,250	3,643,077	-351,827	
,				
Ⅱ.支出の部				
1. 運営費	100,000	69,734	30,266	
2. 事業費	2,000,000	2,368,292	-368,292	けやき祭阅道・他
3. 通信頁	450,000	444,436	5,564	名簿管理・印刷・発送
4. 印刷賣	0	0	0	
5. 事務用品費	30,000	14,192	15,808	
6. 備品費	100,000	117,505	-17,505	
7. 交通費	200,000	91,064	108,936	
8. 行事協力費	250,000	206,000	44,000	学園行事お祝い金
9. 慶弔費	50,000	0	50,000	
10. 保険加入費	5,000	2,940	2,060	傷害保険
1 1. 渉外費	10,000	0	10,000	
1 2. 雑費	30,000	30,030	-30	振込手数料・宅配送料
13. 振替口座手数料	10,000	2,420	7,580	後接会負担払込手数料
1 4. 予備費	35,000	0	35,000	
支出合計 (C)	3,270,000	3,346,613	-76,613	
Ⅲ. 当期収支差額 (B-C)	21,250	296,464		
欠期繰越金(A+B-C)	6,974,118	6,952,868		

### 前期繰越金残高合計

승 차	6 952 868	
現金	14,672	
ゆうちょ総合口座	2,553,114	
普通預金	4,385,082	

## 順心広尾学園後援会規約

(名称)

第1条 本会は順心広尾学園後援会(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会を次の所在地に置く。

東京都港区南麻布5-1-14 学校法人順心広尾学園内

(目的)

第3条 本会は順心広尾学園(以下「学園」という。)を後援し、学園の振興発展に寄与すると共に会員間並びに 教職員との相互親睦を図る。

(行事)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事項を実施する。

- 1. 学園の年間行事に関する後援
- 2. その他本会の目的に必要な事項

(会員)

第5条 会員は以下のものとする。

- 1. 順心女子学園高等学校、広尾学園高等学校の卒業生の保護者は、卒業と同時に一般会員とする。
- 2. 学園に在籍していた実績がある生徒の保護者の申請により入会を希望し、これを学園が認め たものを一般会員とする。
  - 3. 学園の発展に寄与しその功績を学園が認めたものを特別会員とする。

#### (期 間)

#### 第6条

- 1. 一般会員は入会より6年間とする。
- 2. 特別会員は入会より6年間とする。
- 3. 会員期間満了となったものは更新手続きをすること引によりき続き6年間、会員の資格を得ることができる。 以降の更新についても同様とする。
- 4. なお、会員期間の起算日は4月1日とする。

#### (会費)

#### 第7条

- 1. 一般会員の初回会費は、3,600円とする。
- 2. 特別会員の会費は、6,000円とする。
- 3. 会員期間の延長を希望するものは定められた期日までに、6,000円を一括納入する。
- 4. 一般会員の初回会費は以下の方法により徴収することとする。
  - ①中学校から入学した場合、高等学校卒業までの72カ月に毎月50円を積み立てることとする。
  - ②高等学校から入学した場合、入学時に1,800円、入学から卒業までの36カ月に毎月50円を 積み立てることとする。
  - ③その他の途中入学の場合、仮に中学校から入学していたら、現在までに積み立てていた であろう金額(①参照)を途中入学時に積立て、その後は高等学校卒業まで毎月50円を 積み立てることとする。
  - ④高校卒業の資格を得なかった場合、積立金を返還することとする。
- 5. 特別な理由で会費納入免除の申請がある場合、役員会の承認により、会費を免除することができる。
- 6. 会員期間の延長の際は、兄弟姉妹等複数名卒業している場合でも、1名分の会費とする。
- 7. 途中退会の場合、会費の返金はしない。

#### (役員)

#### 第8条

- 1. 本会は次の役員を置く。
  - 会長、副会長、会計、総務、監査
- 2. 役員は役員会の推薦に基づき、学園の承認を経て、総会で選任する。 なお、役員会とは会長、副会長、会計、総務で構成される。
- 3. 会長は本会を代表する。

- 4. 副会長は会長を補佐し、会長に支障があるときは代行する。
- 5. 会計は本会の経理等を行う。
- 6. 総務は本会の行事全般等を担う。
- 7. 監査は本会の会計を監査する。
- 8. 役員会の決議は役員の過半数をもって決議する。但し、可否同数のときは議長がこれを決す る。
- 9. 過半数の役員から請求があったとき、会長は役員会を招集しなければならない。
- 10. 学園と協議のうえ役員会推薦により臨時に役員を選出する事ができる。これを、臨時役員と 称す。臨時役員は役員と協力し本会の運営を補佐するものとする。

#### (役員任期)

#### 第9条

- 1. 役員の任期は1期2年とし、最長、3期6年とする。
- 2. 第9条1項の役員任期(3期6年)を満了後、本会運営のため、学園または役員会の要請により総会の決議をもって、1期2年を限度とし追加再任することできる。
- 3. 臨時役員の任期は1年以内とする。

#### (定例総会)

#### 第10条

- 1. 本会の総会は、本会会員により、年1回開催することとする。
- 2. 議長は会長、または会長が指名する。
- 3. 総会は次の事項を決議する。

行事報告、決算報告ならびに、次年度の行事案、予算案、役員の選任。本規約の改正、その他役員会で必要と認めた事項。

4. 総会の議案は出席会員の過半数をもって決議する。但し、可否同数のときは議長がこれを決定する。 (臨時総会)

第11条 役員会の決議もしくは会員総数の20分の1以上の要求があるときは、会長は速やかに臨時総会を招集 しなければならない。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

(退 会)

第13条 退会は本人の申し出による。

(資格喪失)

第14条 引き続き会員としての更新手続きがない場合には、直ちに会員資格を失う。

なお、本規約に定めのない事項については役員会で協議する。

#### (設立)

本会の設立年月日は昭和56年4月1日とする。

- この規約は平成7年4月22日から施行する。
- この規約は平成13年4月29日から施行する。
- この規約は平成19年4月1日から順心広尾学園後援会と名称変更する。
- この規約は平成21年4月25日から施行する。
- この規約は平成25年4月27日から施行する。
- この規約は平成26年4月19日から施行する。
- この規約は平成27年4月25日から施行する。
- この規約は平成29年4月22日から施行する。
- この規約は2022年6月25日から施行する。
- この規約は2024年6月15日から施行する。